

Ⅲ 「清流の国ぎふ」づくりに対応した組織の見直し

※組織見直しの全体概要は別添1を参照

I 「清流の国ぎふ」づくり

「清流の国ぎふ 2020プロジェクト」元年

○「清流の国推進部(仮称)」の設置

「清流の国ぎふ」づくりをさらに進めるため、部局横断的な政策を企画・立案するとともに、地域振興、スポーツ振興などの部門を所管し、清流の国ぎふ2020プロジェクトの司令塔としての役割を担う「清流の国推進部」(本庁83人、現地機関217人)を設置する。

〈別添2参照〉

○「スポーツ推進課」の設置(スポーツ振興事務の移管)

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催をにらみ、競技力の強化をはじめとするスポーツ振興と、スポーツイベントの県内誘致などによる地域振興を一体化した総合的な取組みを展開するため、スポーツ振興に係る事務を教育委員会から知事部局へ移管し、清流の国推進部に「スポーツ推進課」(29人)を設置する。

〈別添2参照〉

○「全国育樹祭推進事務局」の設置

平成27年の全国育樹祭開催に向け、実行委員会の設立をはじめ、本格化する準備作業及び調整業務を進めるとともに、森林づくりの知恵や技術の次世代継承などの関連事業に取り組むため、林政部に「全国育樹祭推進事務局」(14名)を設置する。

○公共交通課「リニア推進室」の設置

リニア中央新幹線の着工を平成26年度に控え、リニア活用戦略を踏まえて各部局が行う計画作成の支援・調整を行うため、都市建築部公共交通課に「リニア推進室」(3人)を設置する。

「清流」環境の保全

○「水資源課」の設置

水資源の持続的な利用と保全の両立を目指して、県土整備部河川課や健康福祉部薬務水道課が担ってきた水資源関係業務を統合し、地下水保全計画の策定等新たな課題も含めて一元的に取り組むため、都市建築部に「水資源課」(10人)を設置する。

《別添3参照》

地域を支え、未来を担う人づくり

○健康福祉部「子ども・女性局」の設置

少子化対策を、結婚・子育ての各ライフステージに応じて切れ目なく実施していくため、少子化対策の企画立案、保育などの子育て支援、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進を一体的に担う部局として、健康福祉部に「子ども・女性局」(本庁39人、現地機関93人)を設置する。

《別添4参照》

○「文化振興課」及び「私学振興・青少年課」の設置

教育委員会から美術館及び現代陶芸美術館を移管し、知事部局の文化振興、地域振興、観光誘客と連携した多様な文化行政の展開を図るとともに、施策の対象が重なる私学振興と青少年育成を一体的に実施するため、環境生活部人づくり文化課を拡充し、「文化振興課」(10人)及び「私学振興・青少年課」(18人)を設置する。

《別添5参照》

Ⅱ 新たな「成長・雇用戦略」の展開

「岐阜県成長・雇用戦略」プロジェクトの実行

○「総合就労促進担当次長」の設置

若者、女性、障がい者等の就労支援について、健康福祉部、教育委員会と連携し、県全体の支援施策を統括するため、商工労働部に「総合就労促進担当次長」を設置する。

○「新産業振興課」の設置

成長分野(航空宇宙、医療福祉機器、医薬品、次世代エネルギーなど)の集積、規模拡大を目指し、成長産業への新規参入支援、海外展開支援などを行うため、商工労働部に「新産業振興課」(16人)を設置する。

《別添6参照》

○「商業・金融課」の設置

商業振興施策と金融施策を一体化し、中小企業等の支援を効果的・効率的に進めるため、中小企業課と商業流通課を統合し、商工労働部に「商業・金融課」(17人)を設置する。

《別添6参照》

○観光課「観光企画室」の設置

観光産業の基幹産業化に向け、観光動向の把握・分析を進めるとともに、戦略的に施策を展開するため、商工労働部観光課に「観光企画室」(6人)を設置する。

未来につながる農業づくり

○農業経営課「担い手対策室」の設置

就農研修・就農相談の充実や新規就農者等の施設整備に対する支援、「岐阜県就農支援センター」(海津市)の開設、農地中間管理機構の設立などを通じ、農業の担い手の育成・確保を進めるため、農政部農業経営課に「担い手対策室」(10人)を設置する。

生きた森林づくり

○「森林技術開発・支援センター」の設置

木質バイオマス発電施設や大型製材工場の整備による木材需要の大幅な増加に伴い、木材の安定供給に向けた生産技術の開発、普及を産学官連携により推進するため、林政部森林研究所に「森林技術開発・支援センター」(8人)を設置する。

Ⅲ 確かな安全・安心の社会づくり

医療、福祉の充実・連携

○地域医療推進課「障がい児者医療推進室」の設置

これまで健康福祉部地域医療推進課の「総合療育推進室」において、希望が丘学園などの施設整備に取り組んできたが、これに加えて障がい児者を医療面から支援するため、人材の育成・確保など総合的な施策を推進する組織として、「障がい児者医療推進室」(4人)に改組する。

強靱な危機管理体制の構築

○「危機管理部(仮称)」の設置

知事直轄組織の一部門として、これまで様々な充実・強化を図ってきた危機管理部門について、より効率的でわかりやすい組織とするため、「危機管理部」(本庁61人、現地機関6人)とする。

《別添7参照》

IV その他の体制の見直し

○「秘書政策審議監」の設置

これまで秘書広報統括監が秘書業務、行政管理業務、広報を担ってきたが、これに加えて、知事が直接取り組む全国知事会や地方分権、広域連携などを統括するため、秘書広報統括監を廃止し「秘書政策審議監」を設置する。

○「分権・広域企画室」の設置

全国知事会や地方分権、広域連携など、知事が直接取り組む課題等に対応するため、秘書課に「分権・広域企画室」を設置する。

○「動物愛護センター」の設置

保健所で保護した犬や猫の譲渡や、犬や猫とふれあう事業(小学校訪問・中学生職場体験学習)の実施など、動物愛護の普及啓発を行うため、美濃市に「動物愛護センター」(5人)を設置する。

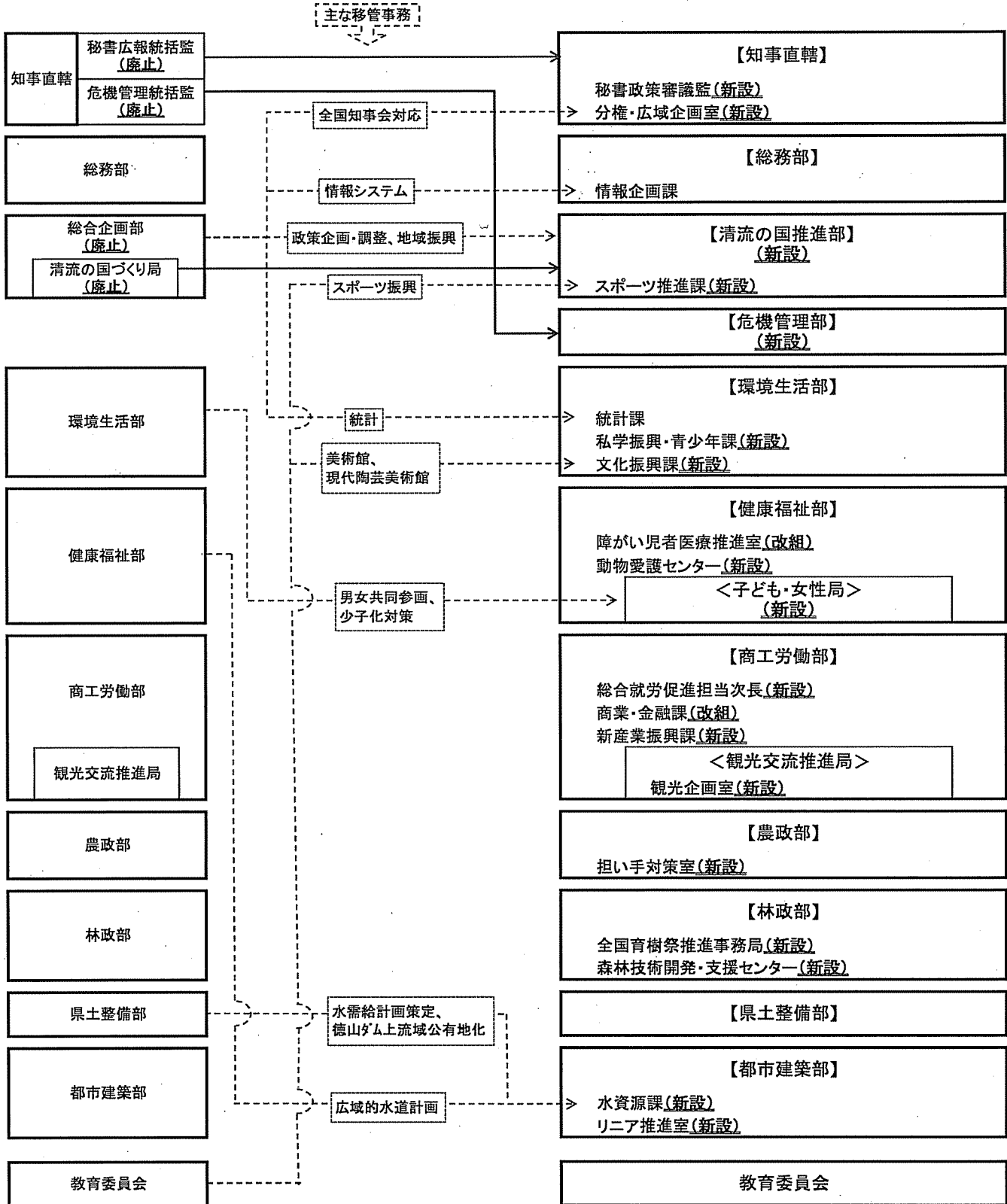
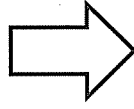
組織見直しの全体概要

(改正前)

知事直轄	: 2
部	: 9
部内局	: 2
課	: 79
課内室	: 10

(改正後)

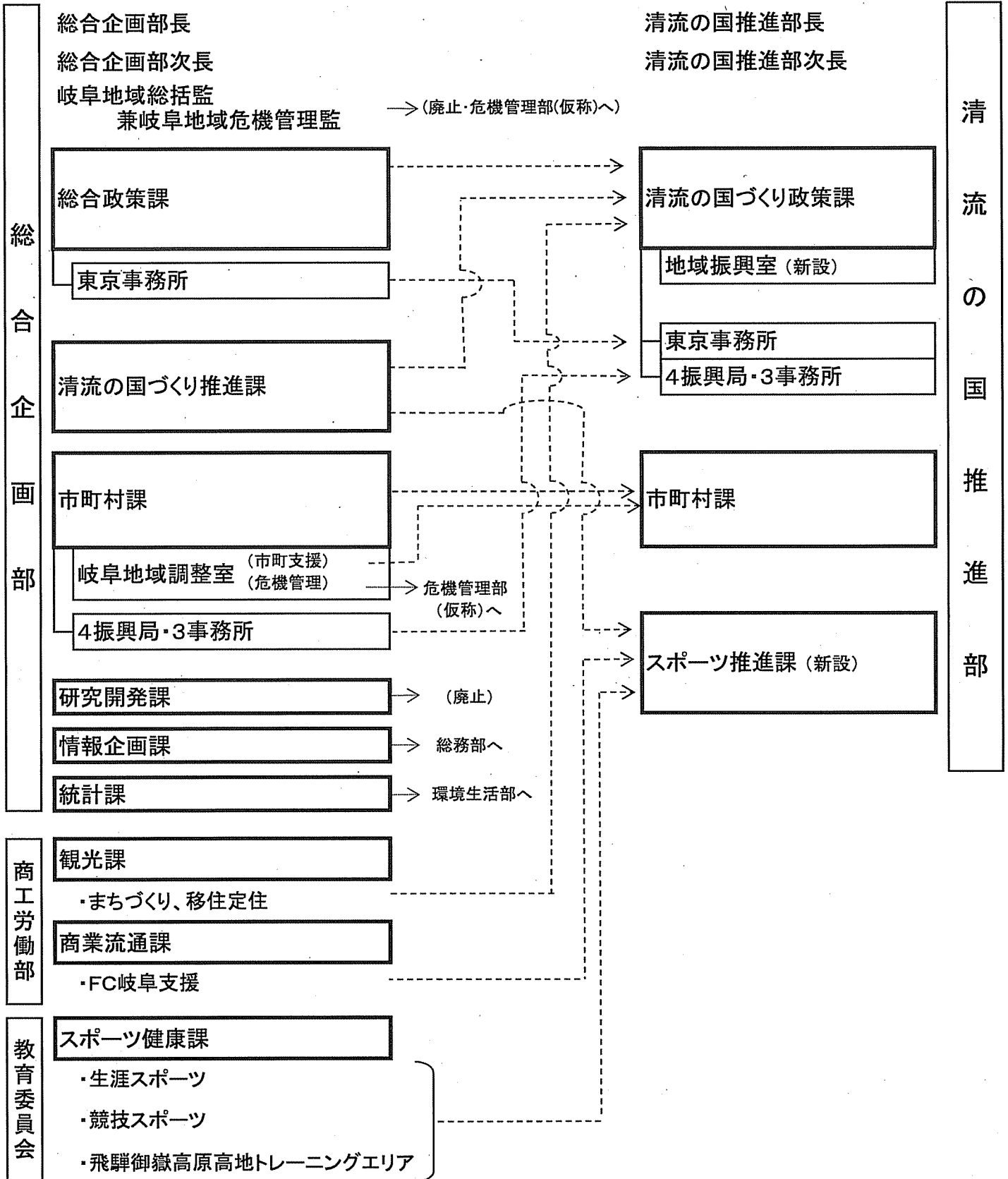
知事直轄	: 1 (1減)
部	: 10 (2増 1減)
部内局	: 2 (1増 1減)
課(事務局)	: 80 (9増 8減)
課内室	: 12 (6増 4減)



「清流の国推進部(仮称)」の設置

【改正前】

【改正後】



「水資源課」の設置

【改正前】

【改正後】

健康福祉部

薬務水道課

- ・広域的水道計画の調整

都市建築部

水道企業課

- ・水資源関係業務の調整

県土整備部

河川課

徳山ダム対策室

→ (廃止)

- ・水需給の確保、管理、利用
- ・徳山ダム上流域公有地化、未利用水活用

水資源課 (新設)

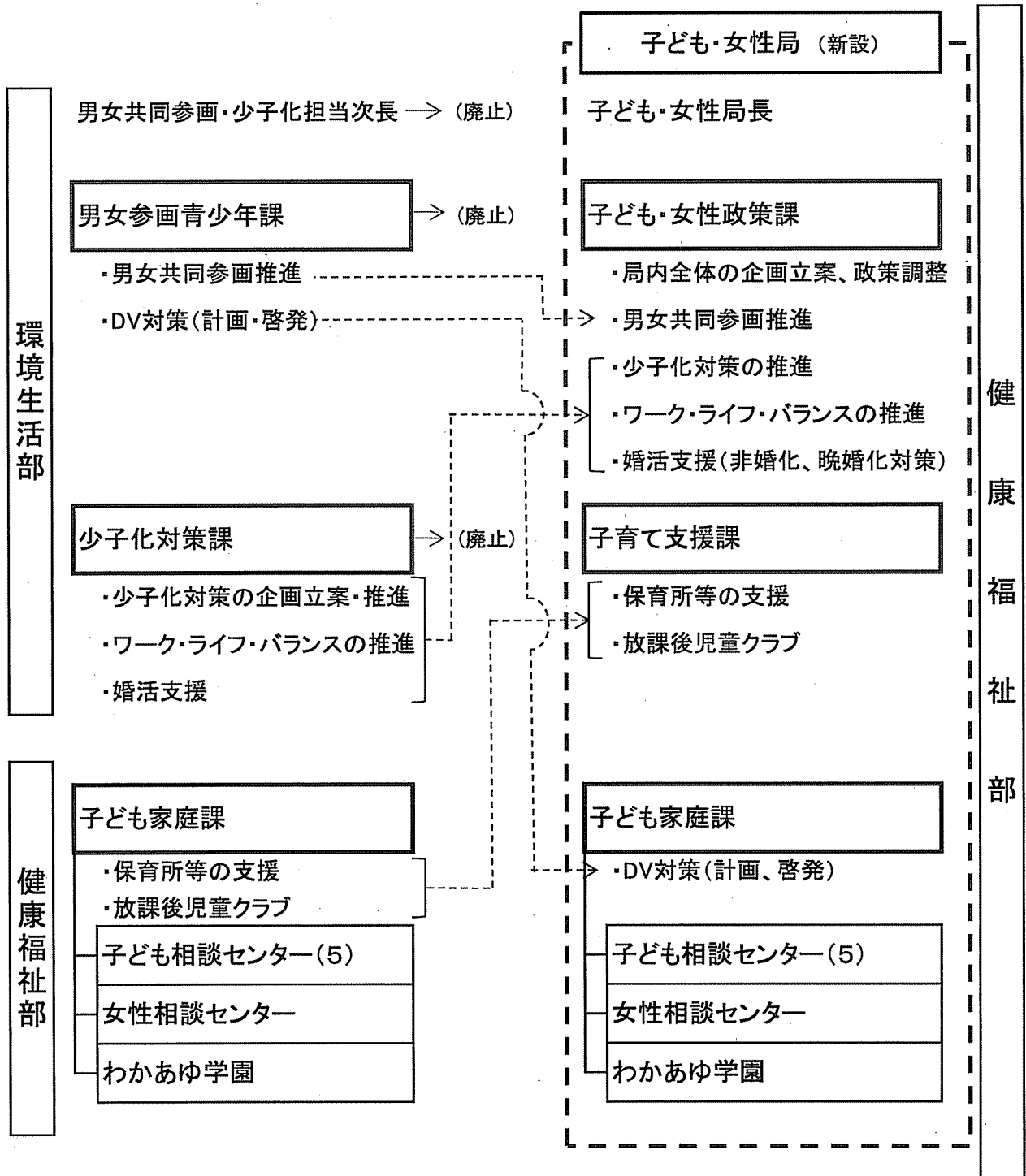
- ・水資源行政の企画
- ・広域的水道計画の調整
- ・水需給の確保、管理、利用
- ・徳山ダム上流域公有地化、未利用水活用
- ・地下水保全

都市建築部

健康福祉部「子ども・女性局」の設置

【改正前】

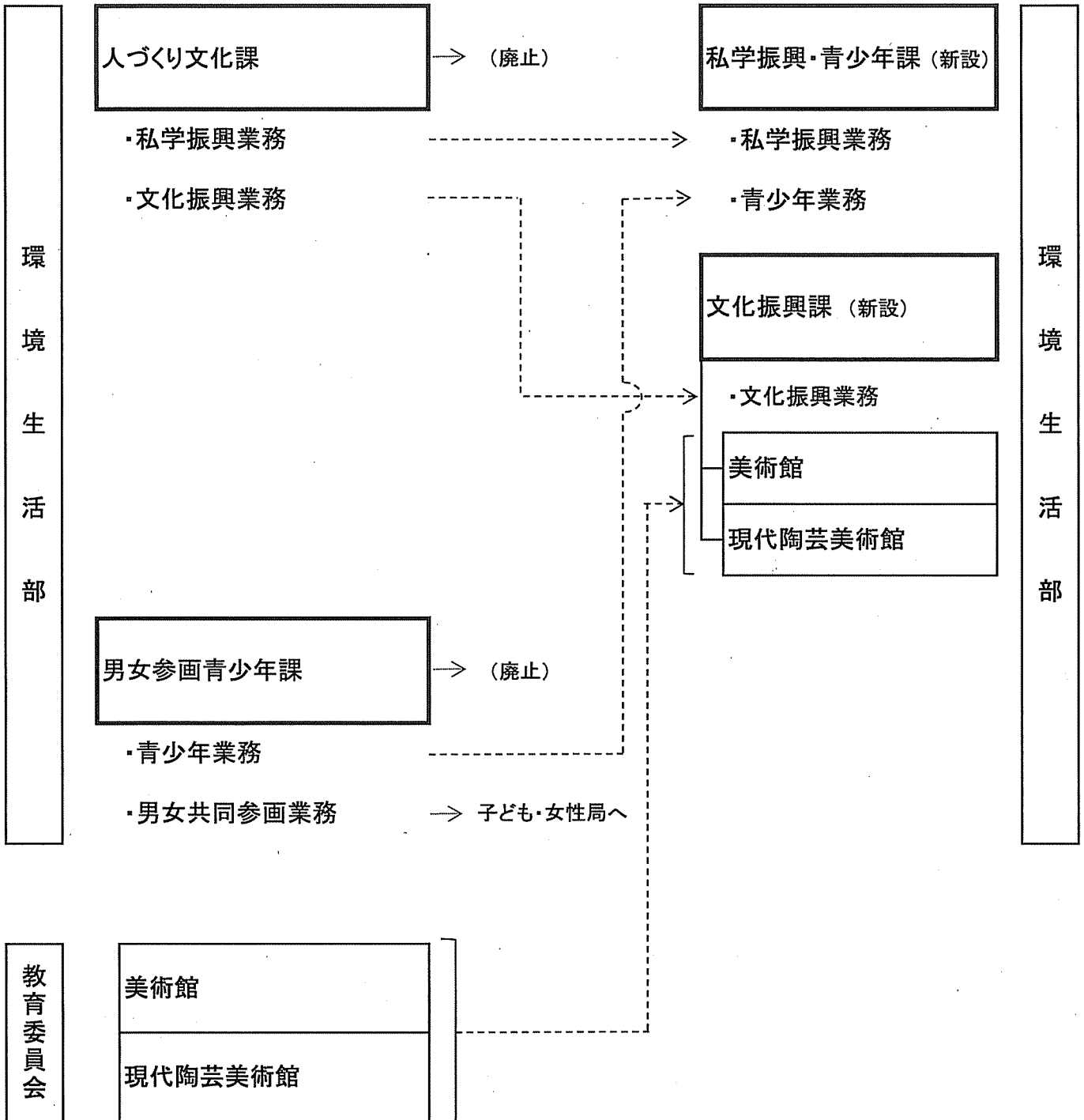
【改正後】



「文化振興課」及び「私学振興・青少年課」の設置

【改正前】

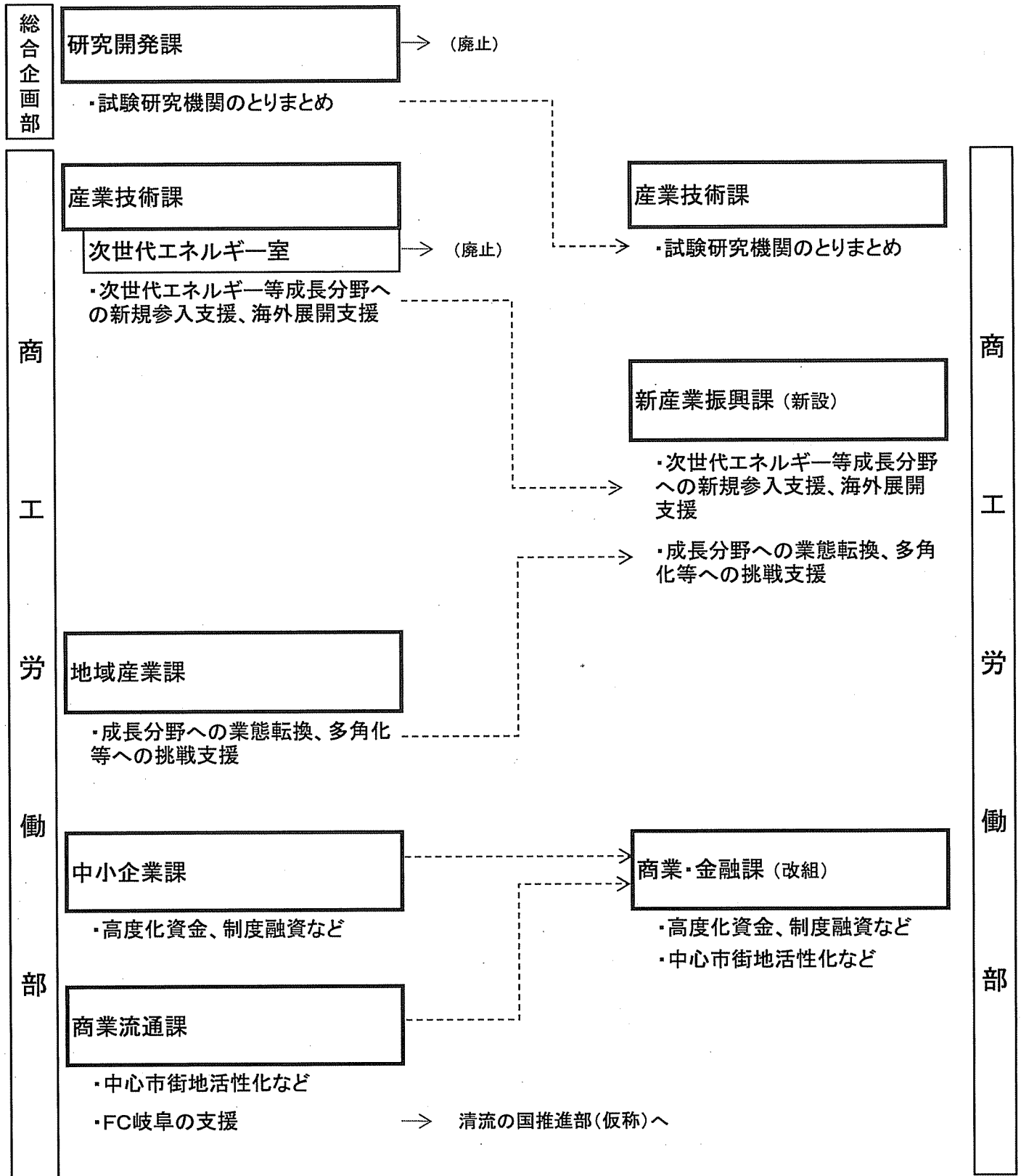
【改正後】



「新産業振興課」及び「商業・金融課」の設置

【改正前】

【改正後】



別添7

「危機管理部(仮称)」の設置

【改正前】

【改正後】

